

## 第 15 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 5 月 8 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 43 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (13 人)  
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍  
5 番 濱口佳史、6 番 山中 譲、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、  
9 番松本昌子、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、  
14 番 吉尾好市  
**【推進委員】** (4 人)  
3 番 平野幸敏、2 番 弘瀬正彦、5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、  
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 13 番 ハジィフ泉、  
**【推進委員】** (3 人) 1 番 大石正幸、4 番 宮川建作、7 番 福井正一
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)  
議案第 3 号 非農地証明について (3 件)  
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について
  - (3) その他の討議・報告事項について  
  
○その他

## 議 長

時間もまだちょっと早いですけど予定の人数がそろいましたので、これから5月の農業委員会を始めたいと思います。

いつもより、ちょっと席の方もコロナの関係でこういうふうな並びになりました。皆さん、ご了解をいただきたいと思います。

また、コロナウイルスにつきまして、もう今回ばかりはみんなが苦勞をしているとか、痛手を被っていると思います。私事ですが、花の方も、もう今年に限ってはものすごく痛手を受けました。ほんで、皆さんもまたもし感染があるかも分かりませんので、十分に気を付けて行動していただきたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。

それで、今回、欠席者4名おまして、泉さん、それから大石さん。宮川健作君、それから、福井さんも欠席と。職場の方から、ちょっと会には自肅をしてくれと言われちょうということでごさいます、今日欠席4名でごさいますが、会の方としましては成立をしておりますので早速始めたいと思います。

それで、今日の議事録の署名人は、小谷健児君と藤田さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、いつものように議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条が1件申請が来ております。

譲渡人、3名おります。〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん。

申請地ですが、黒潮町浮鞭字ヤモウヂ4240番、畑4,876㎡。

理由としましては、所有権移転・売買後、許可あり次第、所有権の移転となっております。

資料の方は3ページ以降をご覧ください。

航空写真でいつものように位置図を落としております。

国営のヤモウヂ団地内の、ほぼもうてっぺんの一番高い所の奥の所の方になります。誠心園から奥へ上がっていった所の、水道のタンクの下の辺りになります。

ちょっと住宅地図4ページが、もう住宅が付近にないのでちょっと見にくいかもしれませんが5ページの詳細図を見ていただければ、大体場所が団地のどの辺りか分かると思います。浮鞭の国営ヤモウヂ団地のメインストリートといいますか、一番大きな山に上がっていく道路。

を上がっていきまして突き当たりの水道タンクが山の上にありますけれども、そのほぼ下付近になります。

6 ページが公図となっております。

7 ページが現況の写真です。

現在、以前、こちらがブantanを育てられておりましたので、今、継続して〇〇〇〇さんが作られておるんですけども、このたび〇〇〇〇さんが地権者さんとの間で所有権の移転ということで売買ということになりました。

それでは最後に 8 ページ、調査書を説明させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率利用につきましては、譲受人の県営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者としましてはご本人、所有機械は今回、軽トラック 4 台で挙がってきております。

第 2 項第 2 号につきましては、農業生産法人以外の法人としましては、譲受人は個人であり適用はありません。

第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用ありません。

第 2 項第 4 号の農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数については農作業に従事すると見込まれるということで、年間 180 日の農作業従事日数としますので、こちら黒潮町の下限日数を下回ることはありませんので該当はいたしません。

第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地が黒潮町の下限面積の 30a を超えるということで、今回の取得分を含めて 8,328 m<sup>2</sup>、83.28a ございますので、下限面積を下回るということはありません。

第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地が譲渡人の所有農地であり、転貸には該当はいたしません。

最後に、第 2 項第 7 号の地域調和につきましては、所有権移転後はレモン、現在では露地の予定となっておりますが、ゆくゆくはひょっとしてハウスを建てられた形でのレモン栽培になるかもしれません。ということで、周辺農地への影響はないと考えます。

また、こちらヤモウヂ国営団地ということで、農用地区域内となっております。

今回、利用権の設定は、以前は〇〇〇〇さんがこの前まで作っておりましたけど解約の申請が出てきておりますので、現段階では利用権の設定はございません。

事務局からは問題ないと判断します。

以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして、担当委員さんの方で何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員

私の方ですので、説明をいたします。

この譲渡人、これ何十年前か分からないんですが、本来なら、今現在ならこの方たちは農地を持ってなくて、どうしてなったかということが自分には分かっておりません。

登記は、もうこの方たちになっております。

先日、〇〇〇〇さんどこにちょっと、どうするのかということ聞きに行ったところ、登記できたら年末時分からハウスを建てたいと。ハウスを建てて、その中にレモンを耕作したいということでありますので、別段問題はないと思います。

議 長

今、〇〇さんからの方からも説明がありました。

ゆくゆくはハウスを建てて、ハウズレモンを栽培するというのでございますが。この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手を願います。

ないですかね。

一つ、かまんかね。

今現在、〇〇〇〇さんがブンタン植えちょうがやけんど、もう〇〇〇〇さんの方はほいたら解決済みと。

事務局

そうです。

ちょっと時間がかかりましたけれども、〇〇〇〇さんと話し合いをされて、解約の手続きを中間管理機構が間に入って昨年度結んだばかりでしたけれども解約をして、今回もう地権者さんと直接〇〇〇〇さんとの売買がということになりましたので、そこは問題ないです。

議 長

なかなか、けんど植えたばかりで〇〇〇〇も今からお金になるいうときに、解約いうのはちょっと。

事務局

そうですね、植えたばかりというか、〇〇〇〇さんになる前に〇〇〇〇さんという方がずうっと長年作られて、結局〇〇〇〇さんの方がちょっとご高齢になってよう作らなくなったのでということで、たまたまもう中間管理機構を通して〇〇〇〇さんが作ってくれるということになったところですので。

議 長

はい、分かりました。

何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この議案第 1 号、3 条許可申請につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第 1 号、3 条許可申請につきましては承認をされました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請につきまして 1 件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

#### 事務局

再び、議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定の許可申請が 1 件出てきております。

賃貸人、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町入野字西ヒジリ 3437 番 5、田 75 m<sup>2</sup>のうち 67.64 m<sup>2</sup>。同じく、黒潮町入野字横ノ浜 7270 番 3、田 44 m<sup>2</sup>。同じく、黒潮町入野字横ノ浜 7271 番 1、田 417 m<sup>2</sup>。同じく、黒潮町入野字横ノ浜 7272 番 1、田 868 m<sup>2</sup>。

理由としましては、賃借人は申請地にコンビニエンスストアの店舗を建設するためとなっております。

資料の方は 9 ページ以降をお開けください。

それでは 9 ページをご覧ください。航空写真で位置図を示しております。航空写真がいつものように 10 年ぐらい前ですので、現在のバイパスを手書きで、フリーハンドで描いておりますので若干ずれてる部分もありますけれど、ご了承ください。

早咲のコンビニエンスストアの〇〇〇〇の、今回店舗が新しく建て直すということでの、農地転用の許可申請となっております。

10 ページが住宅地図、11 ページが拡大をちょっとした詳細図となっております。

昨年度の農業委員会で、農用地区域のこちらが除外という手続きのときに 3 筆除外をしましたがけれども、このたび農地転用に係る農地が 4 筆あります。昨年度から 1 筆増えました。

植えた部分が 11 ページの①という、ちょっと三角で左の方に、旧国道側の付け根の辺りにある所が今回増えました。

12 ページが公図となっております。

13・14 ページが平面図と、あと詳細な店舗の平面図となっております。

15 が、立面図となっております。

16 ページが現況の写真です。旧国道側から海側の方向への写真の撮影となっております。

農用地区域は、昨年度除外の方の手続きを行いましたので、こちらはもう現在、農用地区域外となっております。

利用権の設定は、全てございません。

土地の利用計画につきましては、現況の高さから 50cm ほどかさ上げをする予定となっております。

図面が、13 ページを見ていただきますと、昨年度の農用地区域の除外から店舗の配置図、向きとか駐車場の方向とか変わりましたので、現在最新での状態での転用の申請となりまして、駐車場が一般が 23 台。ただし、この図面がちょっと字が小さいんですけども、拡大すると番号が 1 から 26 まであるんですけど、14・15・16 が抜けておりまして。確認すると、昔の、前の図面の番号が残っておるということで 3 台分はなくなりますということになるので、最終的に、一般の車両が 23 台分、大型車両が 2 台分になります。

排水計画につきましては、生活排水は浄化槽を経由後、西側の道路側の側溝へ、また、雨水は敷地内の排水路を経由後、南側の道路側の側溝へ排出する予定となっております。

(資金計画について説明)

また、同意につきましては、隣接地に該当の農地はないということで、同意の方はございません。

また、その他の農地区分としましては、農用地区域は除外しましたけれども、こちらは県営の補助整備を行っている補助の中の一部として、農地区分としては第一種農地ということになっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員長さんの方で補足説明。

〇〇委員

今の〇〇〇〇のオーナーの〇〇〇〇さんの〈聴き取り不能〉ですが、今のところ、〇〇さんいうとこの境の方はちょっと分からなくて、去年の 6 月に 1 回〈聴き取り不能〉〇〇〇〇の本社の方が建て直しをやるということで。

その後、主な計画を〈聴き取り不能〉ときにやっていくということです。

以上です。

議 長

今、〇〇さんの方からも補足説明がありました。

現在、あの〇〇〇〇があるところの、自分らがコスモスまきよったがの反対側の、どうも今見たらようですが。

この件につきまして何か質疑・質問ありましたら、挙手願います。

〇〇委員

10・12 ページの、申請地 1 と 2・3・4 との間に、7276-5 いう。これは道分ですが。

12 ページの、三角の 1 番と、2・3・4 の間に、道筋になっしょうがこれ？ちょうど 11 ページのあれでも町道の。

事務局

今、〇〇委員がおっしゃられた 12 ページの申請地①と、連続してある②・③・④の間に小さく、ちょっと見えにくいんですけど幾つかあると思うということですが、これ、実は青線ですね。

中にちょっと青線が今回通っておりまして、ちょっとこの 12 ページの切り図が、行政書士さんの方がちょっと細工をしていただいて張り合わせて見やすいようにしてくれましたけど。

実際、その青線と①の間にちょっとがスペースあるんですけど、実際これはないです。縮尺の関係上、ちょっと行政書士さんがそういう処理をしてるので。実際はびたっとくっ付くんですが、くっ付く間に、今〇〇委員さんがおっしゃられた青線が中に通ってます。

今回、昨年度から農用地の除外をする中で、結局こちらの〇〇〇〇の転用の許可申請を並行で行うときに青線とかの処理もあるので、町の青線・赤線の担当の方とも話は、協議はこちらは済みになってます。

以上です。

議 長

いいですかね。

ほかに、何か質疑・質問ありませんかね。

この青線の部分は、ほいたら暗渠なりしてということ？

事務局

そうですね。

議 長

何かないですかね。今の〇〇〇〇からちょっと後ろの方に移るということですが。

なければ承認を受けたいと思いますが、よろしいですかね。

(異議なし)

それでは、議案第 2 号、5 条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

議案第 2 号につきましても承認をされました。

続きまして、議案第 3 号、非農地証明願につきまして 3 件出ております。

1 番より、事務局の方よりお願いします。

事務局

それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第3号、非農地証明願がこのたび3件出てきております。

まず1件目、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町加持字南甲才2439番1、田204㎡。カッコとしまして、実測500のうち147㎡となっております。

理由としましては、20年以上前から耕作しておらず、現在は農業用倉庫として利用しているということです。

資料は17ページ以降をご覧ください。

こちらの今回の非農地の案件なんですが、17ページを見ていただきまして、先々月、3月の定例会で、第5条の家を建てるということで許可申請が出てきた所の農地となります。

で、担当委員さんの方には現地調査の方はこちらから、今回はしなくていいということ。

実は、18・19ページ、住宅地図と19ページの詳細図を見ていただいて、今回何で非農地の申請になったかという、3月の定例会の後、うちの意見書を通常どおり県の方に提出しました。

で、県と行政書士さんの間で、その当時、図面が1筆丸々での転用許可申請だったんですけど、県と行政書士さんの間で話し合った結果、1筆を分筆して2筆にして、宅地の部分と既存の農業用倉庫が建っている部分とで分けて、非農地証明を黒潮町の農業委員会に諮って、南側の、20ページの切り図を見ていただきましたら、申請地①が今回の倉庫が建っている非農地証明を申請してるところです。

で、下側の点線で囲ってる部分が宅地で許可申請も、ここはもう許可が下りましたので、家に向け建てるために許可が県から早めに下りましたので、そちらともう分けて出すということでの非農地証明となります。

21ページを最後に見ていただきましたら、農作業の倉庫および車を止めるスペース等になっておりますので、このたび非農地証明ということでの申請となっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足。

見に行かんいうたかね？

事務局

そうです。

議 長

補足はよろしいということでございましたので、この件につきまして何か質疑・質問受けたいと思います。



質問ある方、挙手願います。

ないですかね。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

非農地証明願の1番につきまして承認をされます方、挙手を願います。

挙手全員でございます。

非農地証明願の1番につきましては承認をされました。

続きまして、非農地証明願の2番、願います。

#### 事務局

それでは、再び議案書2ページをご覧ください。

非農地証明願、2件目です。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町蜷川字大倉屋敷87番2、畑52㎡。同じく、字大倉屋敷87番4、畑9.59㎡。

理由としましては、10年ほど耕作しておらず、現在は雑種地となっているということです。

資料は22ページ以降をご覧ください。

22ページをご覧いただきましたら、航空写真で蜷川地区を写しておりますが、蜷川もちょっと広いので、位置図では旧蜷川小学校が上の所に表示させてもらっております。

今回の申請地は蜷川の確か大倉という辺りの地名の所になりますので、集落が固まっている一番下側の地域になる所です。周りにはもう住宅等が並んでおります。23ページの住宅地図を見ていただきましたら、周りにもう家だということがお分かりになると思います。

14ページの航空写真で見させていただきますと、もう家と家の間の所の部分になります。

25ページが公図となっております。

最後に、26ページが現在の状況の写真となっております。もう、畑としてちょっと復旧ができないという所の土地となっております。

こちらは農用地域内で、利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

#### 議長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で、何か補足があれば願います。

#### 金子委員

〇〇〇〇さんは、蜷川でもお米をたくさん作っていただいて、高齢者の作らなく

なった田畑を作ってくれています。

今、6町ほど、蜷川と浮津とで市場米などを含めて作っています。そして、ショウガも7反ほど作っていますので、またかえって蜷川にとっては貴重な、耕作してくれる農家です。

12年ほど前からショウガを作り始め、そして26ページをご覧ください。26ページに小さな畑がありましたが、それを10何年ほど前から作っておりません。そこに、ショウガを売るときに何百個というものを置いて、それからトラックに積み込んで出荷する。

それから、肥料も苗箱をここへ集めてから自分くのトラックに積んで出ていくということをやっております、もう下に、畑ですので煮え込むので石などを敷いております。

農地としてはもう復元できんのではないかと。農地として復元するには難しいのではないかと思います。

そして、〇〇〇〇さんの奥さんに話を聞いたのですが、〇〇〇〇さんの奥さんのおじさんが、26ページのコンテナかクーラーボックスがありますね。その隣の家に〇〇〇〇の方から定年退職をされて、空き家になっている家に帰りたいうことで帰ってきているそうです。その方が、〇〇〇〇、この今青いボックスの端に車を止めて、その家に入るようなあれをしているというふうに伺いました。

農地として復元するのは難しいのではないかと思いますので、皆さんでご討議ください。よろしくをお願いします。

#### 議長

今、〇〇委員の方からも詳しい説明がありました。

この件につきまして質疑を行いたいと思います。

質問のある方、挙手をお願いします。

この写真で見る限りでは、もう農地としてはなかなか認められないということですが、何かありますか。

ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが。

それでは、非農地証明願の2番につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

非農地証明願の2番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明願の3番、事務局よりお願いします。

#### 事務局

それでは、また再び2ページをご覧ください。

非農地証明、最後になります。3番目になります。

願出人、〇〇〇〇さん。

届出地（願出地）、黒潮町佐賀字大カゴ 477 番 1、田 144 m<sup>2</sup>。

理由としましては、20 年以上前から耕作しておらず、現在は駐車場となっているということです。

資料は 27 ページ以降をご覧ください。

27 ページをご覧くださいまして、佐賀の街中になります。小学校・中学校から南側の住宅の中の一画となっております。

住宅地図で見えていただきましたとおり、周辺は人家・住宅が密集している所になります。

29 ページが、拡大した詳細な今回の届出地。

そして、30 ページが公図となっております。

最後の 31 ページが現況の写真となっております、現在は駐車場。もう農地に復帰できるような状況ではないということとなっております。

こちらも農用地区域から外れております。農用地区域外、利用権の設定も当然ございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足があればお願いします。

〇〇委員

先日、現地をちょっと見に行っただけなのですが。

ここの理由のどこへ書きましょうとおりに駐車場として、最後の 31 ページの写真を見てもろうたら分かるように埋め立てもして、もう何十年か前に恐らくここを埋めたがと思いますが、現在はこの写真のとおりもう駐車場として長い間聞き取り不能をしようがと思いますが、なかなか農地には復旧するような状態じゃありません。

以上です。

議 長

今、〇〇さんの方からも、農地としてはもう復旧の見込みもないということでございます。

この件につきまして質問のある方、挙手をお願いします。

ないですかね、質疑。

（質疑等なし）

ないようでしたら、非農地証明願の 3 番につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

非農地証明願の 3 番につきましても承認をされました。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、いつものように別冊をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。

議案第4号、農用地利用集積計画としまして整理表をご説明させていただきます。

整理ナンバー2-11（大方2-11）、貸付人、〇〇〇〇さん。

続いて、ナンバー2-12（大方2-12）、〇〇〇〇さん。

続きまして、ナンバー2-13（大方2-13）、〇〇〇〇さん。

ナンバー2-14（大方2-14）、〇〇〇〇さん。

以上の方が、借受人としまして高知県農業公社と利用権の設定を行います。

設定期間としましては、令和2年5月12日から令和7年5月11日までの5カ年となっております。

利用権を設定する土地につきましては、上から順に、入野字横ノ浜 7314-1、現況田、農用地区域内の農地、面積は532㎡。続いて、入野字横ノ浜 7315-1、田、農用地区域内で、564㎡。同じく、入野字横ノ浜 7316-1、田、こちらも同じく農用地区域内の農地で、853㎡。同じく、入野字横ノ浜 7318-1、田、こちらも同じく農用地区域内の農地で、433㎡。

以上4筆が、作物としましてはタバコということで、反あたり〇〇〇〇となっております。

以上、利用権を設定した後に農地中間管理機構、県の農業公社と〇〇〇〇さんとで利用権を設定し、タバコを栽培するという予定となっております。

続いて、整理ナンバー2-15（大方2-15）、〇〇〇〇さん。

同じく、2-16（大方2-16）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間が、令和2年5月11日から令和7年5月10日までの5カ年となっております。

利用権の設定をする土地につきましては、上から順に、入野字横ノ浜 7317-1、田、農用地区域内の、1,009㎡。

続きまして、入野字横ノ浜 7319番、現況としまして田の、農用地区域内の農地、1,323㎡。

内容としましては、作物はタバコということで、先ほどと同じく〇〇〇〇となっております。

続きまして、整理ナンバー2-17（大方2-17）、〇〇〇〇さん。

続いて、2-18（大方2-18）、〇〇〇〇さん。

同じく、2-19（大方2-19）、〇〇〇〇さん。

以上の方が、〇〇〇〇さんと利用権の設定を結ぶ予定となっております。  
契約の期間が、予定としまして令和2年5月11日から令和12年5月10日までの、  
以上、全て4筆とも10年間となっております。

上から順に、田野浦字本田3223、畑、農用地区域内の農地の2,440㎡。

田野浦字本田3224番、畑、農用地区域内の農地で584㎡。

続きまして、田野浦字本田3030番、畑、農用地区域内の農地で1,225㎡。

最後に、田野浦字中ノ谷9番、畑、農用地区域内の農地で282㎡。

以上の利用権の設定になりますが、作物の方が若干違いますので。

〇〇〇〇さんの利用権の設定の作物は果樹ということで、反当たり〇〇〇〇。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの方では、サツマイモということで、賃貸借契約の  
年間反当たり〇〇〇〇となっております。

事務局からの説明は以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問がある方、挙手をお願いします。

〇〇委員

よろしいですか。

〇〇〇〇の、このページ番号2-18・19のところにサツマイモいうてありますわね。

何回かサツマイモ出てきてますが、サツマイモはあれですか、普通の土佐紅とか  
そういう。

議 長

違う。普通のイモやけどね、もう既に植えちやうがやけんど、何か焼酎か何か作  
るがかいうて、この間植えよったけん聞いたがよ。

そうすると、普通のサツマイモで何とか紅いう。土佐紅ではない、何か何とか紅  
いうて、ちょっと名前は忘れたけんど。普通のイモで売るがじゃいうて、もう既に  
植えてます。この間。

ほんで、どこかと契約しちやうがかいうたら、そういうあれでもないけど、まあ  
イモの需要があるけん植えようがいうて。

最近はサツマイモ、田野浦・出口で植えてます。もう既に植えてます。

いいですかね。

〇〇委員

はい。

議 長

ほかに、何か質問ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第4号につきましても承認をされました。

それでは、議案の方は終わりました。

その他の討議・報告事項となっております。

1回、記録を止めたいと思います。

(午後2時43分終了)